

「非農地通知書」に係る地目変更の登記申請をされる方へ

- 登記されている土地の地目に変更があった場合は、土地の地目変更の登記申請を行う必要があります。
- 別紙の「申請書の書き方等」をご覧になりながら、申請書に必要事項を記入してください。
- 申請書の様式及び記載例については、別添のとおりです。
 - ◆ 関川村のホームページに、申請書(word形式)と記載例を掲載しましたので参考にしてください。
- 登記の申請方法は、ご本人が自ら行う方法 と 土地家屋調査士に依頼する方法 があります。
- 登記申請は、管轄の法務局(関川村は新潟地方法務局 村上支局)の窓口にて行いますが、郵送で申請することも可能です。
 - ※詳しくは、「申請書の書き方等」の「7」をご覧ください。
- 地目変更登記を申請する際は、現地の特定が必要になるので、申請書に地図・写真及び航空写真などを添付することで、現地確認がスムーズになります。
- 地目変更登記は、登録免許税がかかりません(無料)。
- 申請から登記が完了するまで、1週間から2週間程度の時間がかかります。

この資料は、農業委員会から非農地通知が発出された場合に、地目変更の手順や費用等について、よく分からないという声があったことから、農地の地目変更について、法務局が掲載している情報等を抜粋して作成したものです。